

議案第12号

愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給 条例の一部改正について

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）及び愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、学校教育法の改正により、義務教育学校が創設されたことに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市遺児手当支給条例及び愛西市母子・父子家庭医療費支給 条例の一部を改正する条例

(愛西市遺児手当支給条例の一部改正)

第1条 愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。」に改める。

(愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第2条 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、中学校（」を「(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、」に、「を含む。)又は」を「及び」に、「小学部若しくは中学部」を「中学部を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。